

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部
法務・法人局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

道公安委員会規則

○道路交通法施行細則の一部を改正する規則…………… 79

道警察本部告示

○高齢者講習実施規程及び特定任意高齢者講習等実施規程の一部を改正する規程…………… 79

目次

規 則

- 北海道立診療所条例施行規則の一部を改正する規則…………… (地域医療課) 67
- 北海道立衛生研究所条例施行規則の一部を改正する規則…………… (地域保健課) 67
- 北海道保健所条例施行規則の一部を改正する規則…………… (地域保健課) 68
- 北海道立精神保健福祉センター条例施行規則の一部を改正する規則
…………… (障がい者保健福祉課) 69
- 河川法施行細則の一部を改正する規則…………… (維持管理防災課) 69
- 北海道収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則…………… (調達課) 69

告 示

- 令和元年度鳥獣保護区の更新…………… (生物多様性保全課) 69
- 令和元年度鳥獣保護区特別保護地区の指定…………… (生物多様性保全課) 71
- 令和元年度特定猟具使用禁止区域の指定…………… (生物多様性保全課) 72
- 道営土地改良事業変更計画の決定…………… (農業施設管理課) 73
- 土地改良法による道営換地計画の決定…………… (農業施設管理課) 73
- 農林水産大臣権限に係る保安林の指定の予定…………… (治山課) 73
- 知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定…………… (治山課) 73
- 農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除の予定…………… (治山課) 74
- 農林水産大臣権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定…………… (治山課) 74
- 河川区域の廃止等により生じた廃川敷地等…………… (維持管理防災課) 74
- 都市計画の変更の決定…………… (都市計画課) 74
- 宅地建物取引業者の事務所所在地の確知…………… (建築指導課) 74

公 表

- 北海道人事行政の運営等の状況…………… (人事課) 75

総合振興局告示及び振興局告示

- 特定調達契約に係る落札者等の公示 (2件)…………… 75

道教育庁教育局告示

- 特定調達契約に係る入札の公告…………… 75
- 特定調達契約に係る落札者等の公示…………… 77
- 特定調達契約に係る入札の公告…………… 77

規 則

北海道立診療所条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年9月27日

北海道知事 鈴木直道

北海道規則第28号

北海道立診療所条例施行規則の一部を改正する規則

北海道立診療所条例施行規則(昭和63年北海道規則第29号)の一部を次のように改正する。

第3条を削る。

第4条第1項の表使用料の部おむつ、肌着等貸付料の項中「640円」を「660円」に改め、同部新生児保育料の項中「8,640円」を「8,800円」に、「6,040円」を「6,160円」に改め、同部健康診断料の項及び死体検案料の項中「14円4銭」を「14円30銭」に改め、同部子宮内避妊器具の挿入及び除去料の項中「55,180円」を「56,210円」に、「21,380円」を「21,780円」に改め、同部予防接種料の項中「3,240円」を「3,300円」に、「額」を「額(インフルエンザに係る予防接種を行う場合にあっては、1回につき3,560円)」に改め、同表手数料の部文書料の款診断書の項中「4,320円」を「4,400円」に、「3,240円」を「3,300円」に、「1,620円」を「1,650円」に改め、同款証明書の項中「2,160円」を「2,200円」に、「1,620円」を「1,650円」に改め、同款診療費明細書の項中「2,160円」を「2,200円」に改め、同条を第3条とし、第5条を第4条とし、第6条を第5条とする。

附 則

この規則は、令和元年10月1日から施行する。

北海道立衛生研究所条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年9月27日

北海道知事 鈴木直道

北海道規則第29号

北海道立衛生研究所条例施行規則の一部を改正する規則

北海道立衛生研究所条例施行規則(昭和63年北海道規則第28号)の一部を次のように改正する。

別表水、大気、土壌及び化学物質の部1の項中「283,700円」を「289,000円」に、「234,900円」を「239,300円」に、「117,500円」を「119,700円」に改め、同部2の項中「3,600円」を「3,700円」に、「12,600円」を「12,900円」に、「15,300円」を「15,600円」に、「30,000円」を「30,600円」に改め、同部3の項中「4,100円」を「4,200円」に、「10,300円」を「10,500円」に改め、同部4の項中「20,000円」を「20,400円」に、「37,100円」を「37,800円」に、「9,000円」を「9,200円」に、「32,200円」を「32,800円」に、「89,900円」を「91,500円」に、「6,500円」を「6,600円」に改め、同部5の項中「4,850円」を「4,950円」に、「8,500円」を「8,650円」に、「19,100円」を「19,500円」に改め、同部6の項中「1,350円」を「1,400円」に、「13,100円」を「13,300円」に改め、同部7の項中「22,100円」を「22,600円」に、「118,900円」を「121,100円」に、「4,400円」を「4,500円」に、「12,300円」を「12,500円」に改め、同部8の項中「11,500円」を「11,700円」に改め、同部9の項中「9,700円」を「9,900円」に、「16,800円」を「17,200円」に改め、同部10の項中「19,000円」を「19,400円」に、「4,650円」を「4,750円」に改め、同部11の項中「34,000円」を「34,700円」に、「6,700円」を「6,800円」に、「4,600円」を「4,700円」に改め、同部12の項中「19,000円」を「19,400円」に改め、同表放射能含有物質の部中「18,200円」を「18,500円」に、「21,800円」を「22,200円」に、「52,800円」を「53,800円」に改め、同表食品の部1の項中「5,650円」を「5,800円」に、「10,300円」を「10,500円」に、「20,600円」を「21,000円」に改め、同部2の項中「5,050円」を「5,150円」に、「8,750円」を「8,900円」に、「26,800円」を「27,300円」に、「35,900円」を「36,500円」に改め、同部3の項中「10,800円」を「11,000円」に、「22,100円」を「22,600円」に、「45,300円」を「46,100円」に改め、同部4の項中「4,750円」を「4,850円」に、「20,600円」を「21,000円」に、「35,500円」を「36,200円」に、「70,200円」を「71,500円」に改め、同部5の項中「19,000円」を「19,400円」に改め、同表飲食物具及び包装容器の部中「5,350円」を「5,450円」に、「12,200円」を「12,400円」に、「16,400円」を「16,700円」に改め、同表薬品、化粧品及び医療機器の部1の項中「4,450円」を「4,500円」に、「14,800円」を「15,100円」に、「7,350円」を「7,500円」に、「19,900円」を「20,200円」に、「42,700円」を「43,500円」に改め、同部2の項中「4,200円」を「4,300円」に、「11,100円」を「11,300円」に、「21,200円」を「21,600円」に、「10,600円」を「10,800円」に、「18,000円」を「18,400円」に、「32,100円」を「32,700円」に、「24,000円」を「24,400円」に、「4,150円」を「4,250円」に改め、同部3の項中「7,050円」を「7,200円」に、「18,700円」を「19,000円」に、「39,800円」を「40,500円」に改め、同表家庭用品中の有害物質の部1の項中「16,100円」を「16,400円」に改め、同部2の項中「10,900円」を「11,100円」に、「20,900円」を「21,300円」に、「46,300円」を「47,200円」に改め、同表生体材料の部1の項中「2,900円」を「2,950円」に、「4,250円」を「4,350円」に、「5,550円」を「5,650円」に、「10,700円」を「10,900円」に、「3,400円」を

「3,450円」に、「4,650円」を「4,750円」に、「12,400円」を「12,700円」に、「13,800円」を「14,100円」に、「18,400円」を「18,700円」に改め、同部2の項中「3,700円」を「3,750円」に、「6,100円」を「6,200円」に、「39,200円」を「39,900円」に改め、同部3の項中「1,500円」を「1,550円」に、「11,700円」を「11,900円」に改め、同部4の項中「19,000円」を「19,400円」に、「26,700円」を「27,200円」に、「31,700円」を「32,300円」に、「1,900円」を「1,950円」に、「3,050円」を「3,100円」に、「4,550円」を「4,600円」に、「12,600円」を「12,900円」に、「18,600円」を「18,900円」に改め、同部5の項中「7,600円」を「7,750円」に、「4,450円」を「4,500円」に、「19,300円」を「19,700円」に、「67,400円」を「68,600円」に改め、同部6の項中「23,800円」を「24,200円」に、「27,400円」を「27,900円」に改め、同表成績書の謄本の部中「610円」を「620円」に改める。

附 則

この規則は、令和元年10月1日から施行する。

北海道保健所条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年9月27日

北海道知事 鈴木直道

北海道規則第30号

北海道保健所条例施行規則の一部を改正する規則

北海道保健所条例施行規則（昭和63年北海道規則第60号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「100分の108」を「100分の110」に改め、同条第3項中「別表の食品及び添加物の項」を「別表食品及び添加物の項」に、「2万6,200円」を「2万6,600円」に改める。

第4条第1項中「別表の水の項」を「別表水の項」に改める。

別表試験検査の項中「100分の108」を「100分の110」に改め、同表水の項中「1,350円」を「1,400円」に、「2,750円」を「2,800円」に、「3,550円」を「3,650円」に、「14,100円」を「14,300円」に、「9,900円」を「10,100円」に、「2,900円」を「2,950円」に、「9,100円」を「9,250円」に、「7,800円」を「7,950円」に、「12,900円」を「13,200円」に、「12,700円」を「13,000円」に改め、同表食品及び添加物の項中「4,800円」を「4,900円」に、「7,200円」を「7,350円」に、「11,500円」を「11,700円」に、「4,550円」を「4,600円」に、「11,100円」を「11,300円」に、「2,850円」を「2,900円」に、「36,000円」を「36,600円」に、「13,200円」を「13,400円」に、「10,400円」を「10,600円」に、「3,350円」を「3,400円」に改め、同表容器包装及びおもちゃの項中「4,800円」を「4,900円」に、「7,200円」を「7,350円」に、「11,100円」を「11,300円」に、「2,850円」を「2,900円」に、「2,900円」を「2,950円」に、「817円」を「832円」に、「8,400

円」を「8,550円」に、「2,750円」を「2,800円」に改め、同表洗浄剤の項中「11,100円」を「11,300円」に、「2,850円」を「2,900円」に、「2,750円」を「2,800円」に、「685円」を「698円」に、「8,750円」を「8,950円」に、「2,900円」を「2,950円」に改め、同表室内空気化学物質の項中「18,950円」を「19,300円」に、「4,700円」を「4,800円」に、「33,950円」を「34,600円」に、「6,650円」を「6,800円」に、「4,600円」を「4,700円」に改め、同表文書の項中「1,600円」を「1,650円」に改める。

附 則

この規則は、令和元年10月1日から施行する。

北海道立精神保健福祉センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年9月27日

北海道知事 鈴木直道

北海道規則第31号

北海道立精神保健福祉センター条例施行規則の一部を改正する規則

北海道立精神保健福祉センター条例施行規則（昭和43年北海道規則第31号）の一部を次のように改正する。

第2条を削り、第3条を第2条とし、第4条を第3条とし、第5条を第4条とする。

別表中「第3条」を「第2条」に改め、同表診断書の項中「4,320円」を「4,400円」に、「3,240円」を「3,300円」に、「1,620円」を「1,650円」に改め、同表証明書の項中「1,620円」を「1,650円」に改める。

別記様式中「第4条」を「第3条」に改め、同様式（表）中「使用料、手数料減免申請書」を「使用料・手数料の減免申請書」に、「使用料、手数料を」を「使用料・手数料を」に改め、同様式（裏）中「り災の」を「罹災の」に、「上記に」を「1に」に、「り災世帯」を「罹災世帯」に改める。

附 則

この規則は、令和元年10月1日から施行する。

河川法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年9月27日

北海道知事 鈴木直道

北海道規則第32号

河川法施行細則の一部を改正する規則

河川法施行細則（昭和40年北海道規則第35号）の一部を次のように改正する。

別表第2中「108円」を「110円」に、「64円80銭」を「66円」に、「54円」を「55円」に、「75円60銭」を「77円」に改める。

附 則

この規則は、令和元年10月1日から施行する。

北海道収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年9月27日

北海道知事 鈴木直道

北海道規則第33号

北海道収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則

北海道収入証紙条例施行規則（昭和34年北海道規則第63号）の一部を次のように改正する。

第6条第3号中「昭和22年法律第88号」を「昭和22年法律第132号」に改める。

第9条第1項中「1万分の324」を「1万分の330」に改める。

附 則

1 この規則は、令和元年10月1日から施行する。

2 この規則の施行の日前に北海道収入証紙条例施行規則第10条第1項の規定により元売りさばき人が売りさばき人に対して売り渡した証紙に係る売りさばき手数料は、この規則による改正後の北海道収入証紙条例施行規則第9条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

告

示

北海道告示第634号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項の規定により、次のとおり鳥獣保護区を更新した。

その区域を表示した図面は、北海道環境生活部環境局生物多様性保全課及び所在地を所管する総合振興局又は振興局の保健環境部環境生活課に備え置いて縦覧に供する。

令和元年9月27日

北海道知事 鈴木直道

1(1) 名 称 にしゅ鳥獣保護区

(2) 区 域 次のとおり

(3) 存続期間 令和元年10月1日から令和11年9月30日まで（10年間）

(4) 保護に関する指針

ア 鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

イ 鳥獣保護区の指定目的

当該区域は、JR日高本線日高幌別駅から北方約5キロメートルに位置しており、

トドマツ、カラマツ、カンバ類、イタヤ等からなる森林と日高幌別川があり、エゾライチョウ、オジロワシ、クマガエラ等多様な森林性鳥獣が生息する。

また、これにより住民の自然観察の場として親しまれているほか、日高地方の基幹産業である競走馬の育成・研究施設、これらに併せた公園、宿泊施設があり、観光の拠点ともなっている。

当該区域は、昭和6年に農林省により禁猟区として指定され、野生鳥獣の保護が図られるようになり、昭和54年に道指定鳥獣保護区として指定され現在に至っており、一部が保安林にも指定されている。

現在の存続期間の満了に当たり、鳥獣の保護を図るとともに、自然とのふれあいや環境教育の場を確保するため、鳥獣保護区の指定を更新する。

ウ 管理方針

次のとおり

- 2(1) 名 称 八郎沼鳥獣保護区
 - (2) 区 域 次のとおり
 - (3) 存続期間 令和元年10月1日から令和21年9月30日まで（20年間）
 - (4) 保護に関する指針
 - ア 鳥獣保護区の指定区分
身近な鳥獣生息地の保護区
 - イ 鳥獣保護区の指定目的
当該地は観音山ふもとの標高100mほどの平野で、八郎沼を中心にカラマツ人工林や天然広葉樹林及び農地に囲まれた公園である。水鳥や森林性の鳥獣が生息しており、住民の自然とのふれあいや環境教育の場として親しまれている。
現在の存続期間の満了に当たり、引き続き鳥獣の保護を図るため、存続期間を更新する。
- ウ 管理方針
次のとおり
- 3(1) 名 称 大釜谷鳥獣保護区
 - (2) 区 域 次のとおり
 - (3) 存続期間 令和元年10月1日から令和21年9月30日まで（20年間）
 - (4) 保護に関する指針
 - ア 鳥獣保護区の指定区分
森林鳥獣生息地の保護区
 - イ 鳥獣保護区の指定目的
当該地域は人工林及びブナ、ナラなどの天然広葉樹林からなる標高150m前後の比較的なだらかな森林地帯である。エゾライチョウ等の森林性鳥獣の生息環境として好

適であり、野生鳥獣の保護を図るため、平成元年に道指定鳥獣保護区に指定している。

現在の存続期間の満了に当たり、引き続き鳥獣の保護を図るため、鳥獣保護区の指定を更新する。

ウ 管理方針

次のとおり

- 4(1) 名 称 遠軽鳥獣保護区
 - (2) 区 域 次のとおり
 - (3) 存続期間 令和元年10月1日から令和11年9月30日まで（10年間）
 - (4) 保護に関する指針
 - ア 鳥獣保護区の指定区分
森林鳥獣生息地の保護区
 - イ 鳥獣保護区の指定目的
紋別郡遠軽町に所在する当該地域は、J R 石北本線遠軽駅の北西約3kmに位置し、区域の東側には、湧別川の支流であるサナフチ川が流れている。
林相はミズナラ、イタヤカエデ、シナノキ、シラカンバなどを主とする天然林があり、ほかにトドマツ、カラマツの人工林がある。
良好な林相を反映し、オオルリやアカゲラ等の森林性鳥獣の生息環境として好適であり、野生鳥獣の保護を図るため昭和54年に道指定鳥獣保護区に指定している。
現在の存続期間の満了に当たり、引き続き鳥獣の保護を図るため、鳥獣保護区の指定を更新する。
- ウ 管理方針
次のとおり
- 5(1) 名 称 北見美園鳥獣保護区
 - (2) 区 域 次のとおり
 - (3) 存続期間 令和元年10月1日から令和21年9月30日まで（20年間）
 - (4) 保護に関する指針
 - ア 鳥獣保護区の指定区分
身近な鳥獣生息地の保護区
 - イ 鳥獣保護区の指定目的
北見市に所在する当該地区はJ R 石北本線相内駅から南東の方角約1.2kmに位置する。
当該区域は、人為的に整備された施設が点在するが、藻岩山山麓部を主体とする森林環境や無加川とその周辺の河川環境及び水辺環境などがあり、都市近郊の限られた範囲であるが、比較的多様な自然環境が存在する。
また、都市近郊で人為的環境が点在する中で、針葉樹人工林や広葉樹二次林が見ら

れる。良好な林相を反映し、オオルリやコゲラなど多様な鳥獣が生息する。

現在の存続期間の満了に当たり、引き続き鳥獣の保護を図るため、鳥獣保護区の指定を更新する。

ウ 管理方針

次のとおり

- 6(1) 名 称 依田鳥獣保護区
(2) 区 域 次のとおり
(3) 存続期間 令和元年10月1日から令和11年9月30日まで（10年間）
(4) 保護に関する指針

ア 鳥獣保護区の指定区分
身近な鳥獣生息地の保護区

イ 鳥獣保護区の指定目的

当該地域は、JR根室本線札内駅から南東約1kmに位置し、丘陵地上の森林からなる。当該地域周辺には、温泉宿泊施設、野球場、パークゴルフ場、野外焼肉レストランなどがあり、町内外の人々にレクリエーションの場として利用されており、昭和44年に道指定鳥獣保護区に指定している。

現在の存続期間の満了に当たり、引き続き鳥獣の保護を図るとともに、自然とのふれあいの場を確保するため、鳥獣保護区の指定を更新する。

ウ 管理方針

次のとおり

- 7(1) 名 称 ホロカヤントウ鳥獣保護区
(2) 区 域 次のとおり
(3) 存続期間 令和元年10月1日から令和11年9月30日まで（10年間）
(4) 保護に関する指針

ア 鳥獣保護区の指定区分
集団渡来地の保護区

イ 鳥獣保護区の指定目的

当該地域は、広尾郡大樹町市街地から東方約15kmに位置しており、ガンカモ類をはじめとする渡り鳥の中継地として重要な湖沼である。

また、当該地域はマガンをはじめとする水禽類が見られるほか、沼周辺部には草原性及び森林性の鳥類の生息地となっている。そのため集団渡来地の保護区として昭和54年に道指定鳥獣保護区に指定している。

現在の存続期間の満了に当たり、引き続き鳥獣の生息環境を保全するため、鳥獣保護区の指定を更新する。

ウ 管理方針

次のとおり

- 8(1) 名 称 九州大学演習林鳥獣保護区
(2) 区 域 次のとおり
(3) 存続期間 令和元年10月1日から令和11年9月30日まで（10年間）
(4) 保護に関する指針

ア 鳥獣保護区の指定区分
森林鳥獣生息地の保護区

イ 鳥獣保護区の指定目的

当該地域は足寄町市街地の北西方向に位置しており、全域が九州大学農学部附属北海道演習林である。

利別川中流部と近接し広がる緩傾斜地の多い森林（山地）であり、林相は多様性に富み、平均林齢50年以上の天然生林（針広混交樹林）が全体面積の半分以上を超え、その他にカラマツ等の落葉針葉樹、トドマツ等の常緑針葉樹及びシラカンバ等の落葉広葉樹からなる。

エゾライチョウ、カッコウ等、森林性鳥獣の生息環境として好適であり、野生鳥獣の保護を図るため、昭和54年に道指定鳥獣保護区に指定している。

現在の存続期間の満了に当たり、引き続き鳥獣の保護を図るため、鳥獣保護区の指定を更新する。

ウ 管理方針

次のとおり

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を北海道環境生活部環境局生物多様性保全課及び所在地を所管する総合振興局又は振興局の保健環境部環境生活課に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第635号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第1項の規定により、次の特別保護地区を指定した。

その区域を表示した図面は、北海道環境生活部環境局生物多様性保全課及び所在地を所管する総合振興局保健環境部環境生活課に備え置いて縦覧に供する。

令和元年9月27日

北海道知事 鈴木直道

- 1(1) 名 称 遠軽鳥獣保護区特別保護地区
(2) 区 域 次のとおり
(3) 存続期間 令和元年10月1日から令和11年9月30日まで（10年間）
(4) 保護に関する指針

ア 道指定鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地

イ 特別保護地区の指定目的

紋別郡遠軽町に所在する当該地域は、JR石北本線遠軽駅の北西約3kmに位置し、区域の東側には、湧別川の支流であるサナフチ川が流れている。

林相はミズナラ、イタヤカエデ、シナノキ、シラカンバなどを主とする天然林のほか、トドマツ、カラマツの人工林となっており、オオルリやアカゲラ等の森林性鳥獣の生息環境として特に好適であることから、生息する鳥獣の保護及び当該鳥獣の生息環境の保全のため、該当区域を特別保護地区に指定する。

ウ 管理方針

次のとおり

- 2(1) 名称 ホロカヤントウ鳥獣保護区特別保護地区
- (2) 区域 次のとおり
- (3) 存続期間 令和元年10月1日から令和11年9月30日まで（10年間）
- (4) 保護に関する指針

ア 道指定鳥獣保護区の指定区分

集団渡来地の保護区

イ 特別保護地区の指定目的

当該地域は、広尾郡大樹町市街地から東方約15kmに位置し、太平洋に面しており、天然針広混交樹林、カラマツ及びトドマツなどの人工林に囲まれた湖沼であり、マガンをはじめとする水禽類の渡り鳥が中継地として飛来する、特に良好な鳥獣の生息環境となっている。

このため、特に保護を図る必要がある区域と認められることから、生息する鳥獣の保護及び当該鳥獣の生息環境の保全のため、該当区域を特別保護地区に指定する。

ウ 管理方針

次のとおり

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を北海道環境生活部環境局生物多様性保全課及び所在地を所管する総合振興局保健環境部環境生活課に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第636号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定した。

その区域を表示した図面は、北海道環境生活部環境局生物多様性保全課及び所在地を所管する総合振興局又は振興局の保健環境部環境生活課に備え置いて縦覧に供する。

令和元年9月27日

- 1(1) 名称 北村特定猟具使用禁止区域
- (2) 区域 次のとおり
- (3) 存続期間 令和元年10月1日から令和11年9月30日まで（10年間）
- (4) 禁止に係る特定猟具の種類 銃器
- 2(1) 名称 浦臼特定猟具使用禁止区域
- (2) 区域 次のとおり
- (3) 存続期間 令和元年10月1日から令和11年9月30日まで（10年間）
- (4) 禁止に係る特定猟具の種類 銃器
- 3(1) 名称 ネシコシ特定猟具使用禁止区域
- (2) 区域 次のとおり
- (3) 存続期間 令和元年10月1日から令和11年9月30日まで（10年間）
- (4) 禁止に係る特定猟具の種類 銃器
- 4(1) 名称 モエレ沼特定猟具使用禁止区域
- (2) 区域 次のとおり
- (3) 存続期間 令和元年10月1日から令和11年9月30日まで（10年間）
- (4) 禁止に係る特定猟具の種類 銃器
- 5(1) 名称 越後沼特定猟具使用禁止区域
- (2) 区域 次のとおり
- (3) 存続期間 令和元年10月1日から令和11年9月30日まで（10年間）
- (4) 禁止に係る特定猟具の種類 銃器
- 6(1) 名称 フジコ沼特定猟具使用禁止区域
- (2) 区域 次のとおり
- (3) 存続期間 令和元年10月1日から令和11年9月30日まで（10年間）
- (4) 禁止に係る特定猟具の種類 銃器
- 7(1) 名称 鹿部折戸川特定猟具使用禁止区域
- (2) 区域 次のとおり
- (3) 存続期間 令和元年10月1日から令和11年9月30日まで（10年間）
- (4) 禁止に係る特定猟具の種類 銃器
- 8(1) 名称 後志利別川特定猟具使用禁止区域
- (2) 区域 次のとおり
- (3) 存続期間 令和元年10月1日から令和11年9月30日まで（10年間）
- (4) 禁止に係る特定猟具の種類 銃器
- 9(1) 名称 おけと湖特定猟具使用禁止区域
- (2) 区域 次のとおり

- (3) 存続期間 令和元年10月1日から令和11年9月30日まで（10年間）
- (4) 禁止に係る特定猟具の種類 銃器
- 10(1) 名称 音別二俣特定猟具使用禁止区域
- (2) 区域 次のとおり
- (3) 存続期間 令和元年10月1日から令和11年9月30日まで（10年間）
- (4) 禁止に係る特定猟具の種類 銃器
- 11(1) 名称 釧路町森林公園特定猟具使用禁止区域
- (2) 区域 次のとおり
- (3) 存続期間 令和元年10月1日から令和11年9月30日まで（10年間）
- (4) 禁止に係る特定猟具の種類 銃器
- 12(1) 名称 村田公園特定猟具使用禁止区域
- (2) 区域 次のとおり
- (3) 存続期間 令和元年10月1日から令和11年9月30日まで（10年間）
- (4) 禁止に係る特定猟具の種類 銃器
- 13(1) 名称 尾幌特定猟具使用禁止区域
- (2) 区域 次のとおり
- (3) 存続期間 令和元年10月1日から令和11年9月30日まで（10年間）
- (4) 禁止に係る特定猟具の種類 銃器

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を北海道環境生活部環境局生物多様性保全課及び所在地を所管する総合振興局又は振興局の保健環境部環境生活課に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第637号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、道営土地改良（常呂豊川地区（農業用排水施設、区画整理、客土、暗渠排水））事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、北海道オホーツク総合振興局に備え置いて、令和元年9月30日から20日間、一般の縦覧に供する。

令和元年9月27日

北海道知事 鈴木直道

北海道告示第638号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、南幌町清幌地区の換地計画を定めた。

その関係書類は、北海道空知総合振興局に備え置いて、令和元年9月30日から20日間、一

般の縦覧に供する。

令和元年9月27日

北海道知事 鈴木直道

北海道告示第639号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

令和元年9月27日

北海道知事 鈴木直道

- 1 保安林予定森林の所在場所 増毛郡増毛町稲葉町三丁目38の1地先・38の1（以上1筆地先1筆について次の図に示す部分に限る。）
 - 2 指定の目的 土砂の崩壊の防備
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課及び増毛町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第640号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

令和元年9月27日

北海道知事 鈴木直道

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 函館市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道渡島総合振興局産業振興部林務課及び函館市役所に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第641号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

令和元年9月27日

北海道知事 鈴木直道

- 1 解除予定保安林の所在場所 沙流郡日高町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 水源の^{かん}涵養
- 3 解除の理由 道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部林務局治山課及び日高町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第642号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定による通知があった。

令和元年9月27日

北海道知事 鈴木直道

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 砂川市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課及び砂川市役所に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第643号

河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次のとおり告示する。

その関係図面は、北海道上川総合振興局旭川建設管理部に備え置いて縦覧に供する。

令和元年9月27日

北海道知事 鈴木直道

- 1 河川の名称 一級河川石狩川水系近文オホーツナイ川
- 2 廃川敷地等が生じた年月日 令和元年9月27日
- 3 廃川敷地等の位置 (左岸)旭川市緑町十二丁目3868番31地先から同3868番42地先まで
- 4 廃川敷地等の種類及び数量 土地 62.54㎡

北海道告示第644号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により、都市計画を次のとおり変更した。

その都市計画の図書は、北海道建設部まちづくり局都市計画課に備え置いて、一般の縦覧に供する。

令和元年9月27日

北海道知事 鈴木直道

- 1 都市計画の種類 道路
 - 2 都市計画を定めた土地の区域
- | 種別 | 名称 | 起点 | 終点 | 主な経過地 |
|------|------------|-------------|-------------|-------------|
| 幹線街路 | 3・4・2号 中央通 | 木古内町
字本町 | 木古内町
字新道 | 木古内町
字本町 |

北海道告示第645号

次の宅地建物取引業者の事務所の所在地を確知できないので、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第67条第1項の規定により公告する。

なお、公告の日から30日を経過しても申出がないときは、同項の規定により、宅地建物取引業の免許を取り消すことがある。

令和元年9月27日

北海道知事 鈴木直道

- 1 商号又は名称 株式会社千釜組
- 2 代表者氏名 秋松 正人
- 3 主たる事務所の所在地 二海郡八雲町東雲町107番地8

<p>4 免許証番号 北海道知事免許 渡島(4)第1025号</p>	<p>北海道オホーツク総合振興局告示第62号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 令和元年9月27日</p> <p style="text-align: right;">北海道オホーツク総合振興局長 藤田 二</p>
<p style="text-align: center;">公 表</p>	
<p>北海道人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年北海道条例第6号）第4条の規定により、平成30年度の北海道における人事行政の運営等の状況を次のとおり公表する。 なお、「次のとおり」については、北海道総務部法務・法人局法制文書課行政情報センター並びに各総合振興局及び振興局（石狩振興局を除く。）の行政情報コーナーに備え置いて一般の閲覧に供するほか、北海道のホームページ（http://www.pref.hokkaido.lg.jp/）から閲覧することができる。 令和元年9月27日</p> <p style="text-align: right;">北海道知事 鈴木直道</p>	<p>1 落札に係る物品等の名称及び数量 乗用自動車の交換 1台（乗用自動車1台と交換）</p> <p>2 落札を決定した日 令和元年8月23日</p> <p>3 落札者の氏名及び住所 (1) 氏名 株式会社白井自動車整備工場 (2) 住所 網走市南8条東3丁目6番地</p> <p>4 落札金額 1,940,000円</p> <p>5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札</p> <p>6 一般競争入札の公告 令和元年7月5日付け北海道オホーツク総合振興局告示第21号</p> <p>7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名称 北海道オホーツク総合振興局総務課 (2) 所在地 網走市北7条西3丁目</p>
<p style="text-align: center;">総合振興局告示及び振興局告示</p>	
<p>北海道オホーツク総合振興局告示第61号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 令和元年9月27日</p> <p style="text-align: right;">北海道オホーツク総合振興局長 藤田 二</p> <p>1 落札に係る物品等の名称及び数量 乗用自動車の交換 2台（乗用自動車2台と交換）</p> <p>2 落札を決定した日 令和元年8月23日</p> <p>3 落札者の氏名及び住所 (1) 氏名 北見日産自動車株式会社 (2) 住所 北見市常盤町6丁目2番地10</p> <p>4 落札金額 4,346,826円</p> <p>5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札</p> <p>6 一般競争入札の公告 令和元年7月5日付け北海道オホーツク総合振興局告示第21号</p> <p>7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名称 北海道オホーツク総合振興局総務課 (2) 所在地 網走市北7条西3丁目</p>	
	<p style="text-align: center;">道教育庁教育局告示</p>
	<p>北海道教育庁日高教育局告示第26号 次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。 なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。 令和元年9月27日</p> <p style="text-align: right;">北海道教育庁日高教育局長 波岸克泰</p> <p>1 入札に付する事項 (1) 調達をする物品等の名称及び数量 パーソナルコンピュータの購入 一式 13台分 (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。 (3) 納入期日 令和元年12月20日（金） (4) 納入場所 入札説明書による。</p>

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成30年北海道告示第721号に規定する物品の購入の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (4) 当該調達をする物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。
- (5) 当該調達をする物品に関し、要求仕様書に記載の要件等を満たしていることを事前に明らかにした者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 令和元年9月27日（金）から同年10月17日（木）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 057-8558 浦河郡浦河町栄丘東通56号
北海道教育庁日高教育局道立学校運営支援室

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道教育庁日高教育局道立学校運営支援室

5 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 浦河郡浦河町栄丘東通56号 日高合同庁舎 2階201会議室
(送付による場合は、郵便番号 057-8558 浦河郡浦河町栄丘東通56号 北海道教育庁日高教育局道立学校運営支援室)
- (2) 入札日時 令和元年10月23日（水）午後2時（送付による場合は、同月18日（金）までに必着）
- (3) 開札場所 (1)に同じ。
- (4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 一連の調達契約に関する事項

- (1) この契約による調達後において調達が予定される物品等の名称、数量及びその入札の公告の予定時期
ア 名称及び数量 情報処理教育機器の賃貸借 一式 42台分
イ 予定時期 令和元年10月頃（入札期日の前日から起算して24日前までに公告する。）
- (2) この契約を含む一連の調達契約のうちの最初の契約に係る入札の公告
令和元年8月6日付け北海道教育庁日高教育局告示第24号

8 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交付場所 4に同じ。
- (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、北海道教育庁日高教育局のホームページ（<http://www.dokyoi.pref.lg.jp/hk/hdk/>）においてダウンロードすることができる。

9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(2)のア及び3の(1)による。

10 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

11 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(5)、(8)、(11)及び(14)から(16)までによるほか、

契約に関する事務を担当する組織

- (1) 名称 北海道教育庁日高教育局道立学校運営支援室
- (2) 所在地 郵便番号 057-8558 浦河郡浦河町栄丘東通56号
- (3) 電話番号 0146-22-9485

12 Summary

- A Nature and quantity of the products to be procured : Personal Computer 13
- B Bid tendering date and time : 2 : 00 P.M., October 23, 2019
(If mailed, bids must arrive no later than October 18, 2019)
- C Contact : Office of Prefectural School Spending Management, Hidaka District Bureau of Education, Hokkaido Office of Education, Sakaeoka-higashidori 56, Urakawa-cho, Urakawa-gun, Hokkaido 057-8558 Japan
Phone : 0146-22-9485

北海道教育庁十勝教育局告示第10号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

令和元年9月27日

北海道教育庁十勝教育局長 大橋 則之

1 落札に係る物品等の名称及び調達予定数量

- | | |
|-------------|--------------------------|
| (1) 灯油その1 | 21,000リットル (1リットル当たりの単価) |
| (2) 灯油その2 | 29,000リットル (1リットル当たりの単価) |
| (3) 灯油その3 | 11,000リットル (1リットル当たりの単価) |
| (4) 灯油その4 | 18,000リットル (1リットル当たりの単価) |
| (5) 灯油その5 | 28,000リットル (1リットル当たりの単価) |
| (6) 灯油その6 | 9,000リットル (1リットル当たりの単価) |
| (7) 灯油その7 | 9,000リットル (1リットル当たりの単価) |
| (8) 灯油その8 | 28,000リットル (1リットル当たりの単価) |
| (9) 灯油その9 | 12,000リットル (1リットル当たりの単価) |
| (10) 灯油その10 | 13,000リットル (1リットル当たりの単価) |
| (11) 灯油その11 | 10,000リットル (1リットル当たりの単価) |
| (12) 灯油その12 | 7,000リットル (1リットル当たりの単価) |
| (13) 灯油その13 | 20,000リットル (1リットル当たりの単価) |
| (14) 灯油その14 | 10,000リットル (1リットル当たりの単価) |
| (15) 灯油その15 | 10,000リットル (1リットル当たりの単価) |
| (16) 灯油その16 | 10,000リットル (1リットル当たりの単価) |
| (17) 灯油その17 | 12,000リットル (1リットル当たりの単価) |

2 落札を決定した日

令和元年9月17日

3 落札者の氏名及び住所

- (1) 1の(1)、(3)及び(4)
- ア 氏 名 三洋興熱株式会社
イ 住 所 帯広市西8条南7丁目1番地
- (2) 1の(2)、(9)、(12)、(13)及び(16)
- ア 氏 名 Y S ヤマショウ株式会社
イ 住 所 帯広市西1条南3丁目10番地2
- (3) 1の(5)
- ア 氏 名 北協石油株式会社
イ 住 所 帯広市大通南20丁目20番地
- (4) 1の(6)、(8)、(10)、(11)、(14)、(15)及び(17)

ア 氏 名 ミナミ石油株式会社
イ 住 所 札幌市北区篠路7条1丁目4番1号

(5) 1の(7)

ア 氏 名 株式会社オカモト
イ 住 所 帯広市東4条南10丁目2番地

4 落札金額

- (1) 60.70円
(2) 61.20円
(3) 60.70円
(4) 60.70円
(5) 60.40円
(6) 66.29円
(7) 64.20円
(8) 66.29円
(9) 63.20円
(10) 66.29円
(11) 66.29円
(12) 64.20円
(13) 64.20円
(14) 66.29円
(15) 66.79円
(16) 63.80円
(17) 68.29円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

令和元年8月6日付け北海道教育庁十勝教育局告示第6号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名 称 北海道教育庁十勝教育局道立学校運営支援室
(2) 所在地 帯広市東3条南3丁目

北海道教育庁十勝教育局告示第11号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

令和元年9月27日

北海道教育庁十勝教育局長 大橋 則之

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び調達予定数量

ア A重油その1	63,000リットル (1リットル当たりの単価)
イ A重油その2	39,000リットル (1リットル当たりの単価)
ウ A重油その3	42,000リットル (1リットル当たりの単価)
エ A重油その4	58,000リットル (1リットル当たりの単価)
オ A重油その5	52,000リットル (1リットル当たりの単価)
カ A重油その6	19,000リットル (1リットル当たりの単価)
キ A重油その7	16,000リットル (1リットル当たりの単価)
ク A重油その8	65,000リットル (1リットル当たりの単価)
ケ A重油その9	29,000リットル (1リットル当たりの単価)
コ A重油その10	27,000リットル (1リットル当たりの単価)
サ A重油その11	23,000リットル (1リットル当たりの単価)
シ A重油その12	27,000リットル (1リットル当たりの単価)
ス A重油その13	28,000リットル (1リットル当たりの単価)
セ A重油その14	45,000リットル (1リットル当たりの単価)
ソ A重油その15	28,000リットル (1リットル当たりの単価)
タ A重油その16	25,000リットル (1リットル当たりの単価)

アからタまでについては、それぞれの入札とする。

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。

(3) 契約期間 契約締結の日から令和2年4月30日まで

(4) 納入場所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 平成30年北海道告示第721号に規定する物品の購入の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

(4) 石油の備蓄の確保等に関する法律(昭和50年法律第96号)第27条第1項の規定による石油販売業の届出をしていること。

また、入札参加を希望する油種について、石油販売業の届出をしていない場合は、元売業者又は主たる仕入れ先からの供給を証明できるものの写しを提出できること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 令和元年9月27日(金)から同年10月11日(金)まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 080-8588 帯広市東3条南3丁目
北海道教育庁十勝教育局道立学校運営支援室

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道教育庁十勝教育局道立学校運営支援室

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 帯広市東3条南3丁目 北海道十勝合同庁舎4階AB会議室
(送付による場合は、郵便番号 080-8588 帯広市東3条南3丁目 北海道教育庁十勝教育局道立学校運営支援室)

(2) 入札日時 令和元年10月18日(金)午前10時(送付による場合は、同月17日(木)午後5時までに必着)

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 4に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

また、北海道教育庁十勝教育局のホームページ(<http://www.dokyoj.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ky/>)においてダウンロードすることができる。

8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(2)のウ及び3の(1)による。

9 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を

講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

10 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(6)、(8)、(11)、(12及び(14)から(16)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

- (1) 名称 北海道教育庁十勝教育局道立学校運営支援室
- (2) 所在地 郵便番号 080-8588 帯広市東3条南3丁目
- (3) 電話番号 0155-26-9237

11 Summary

A Nature and quantity of the products to be procured :

- a Fuel oil A (JIS class 1, No1 or 2) 63,000 liters
- b Fuel oil A (JIS class 1, No1 or 2) 39,000 liters
- c Fuel oil A (JIS class 1, No1 or 2) 42,000 liters
- d Fuel oil A (JIS class 1, No1 or 2) 58,000 liters
- e Fuel oil A (JIS class 1, No1 or 2) 52,000 liters
- f Fuel oil A (JIS class 1, No1 or 2) 19,000 liters
- g Fuel oil A (JIS class 1, No1 or 2) 16,000 liters
- h Fuel oil A (JIS class 1, No1 or 2) 65,000 liters
- i Fuel oil A (JIS class 1, No1 or 2) 29,000 liters
- j Fuel oil A (JIS class 1, No1 or 2) 27,000 liters
- k Fuel oil A (JIS class 1, No1 or 2) 23,000 liters
- l Fuel oil A (JIS class 1, No1 or 2) 27,000 liters
- m Fuel oil A (JIS class 1, No1 or 2) 28,000 liters
- n Fuel oil A (JIS class 1, No1 or 2) 45,000 liters
- o Fuel oil A (JIS class 1, No1 or 2) 28,000 liters
- p Fuel oil A (JIS class 1, No1 or 2) 25,000 liters

B Bid tendering date and time : 10 : 00 A.M., October 18, 2019

(If mailed, bids must arrive no later than October 17, 2019)

C Contact : Office of Prefectural School Spending Management, Tokachi District Bureau of Education, Hokkaido Office of Education, Higashi 3-jo Minami 3-chome, Obihiro, Hokkaido 080-8588 Japan
Phone : 0155-26-9237

道 公 安 委 員 会 規 則

道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年9月27日

北海道公安委員会委員長 小 林 ヒサヨ

北海道公安委員会規則第10号

道路交通法施行細則の一部を改正する規則

道路交通法施行細則（昭和47年北海道公安委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

別表1中 「 令第94条第3項
（免許証の再交付の申請）
令第104条の4第2項
（申請による免許の取消し）
施行規則第30条の13第1項」 を 「 令第94条第2項
（免許証の再交付の申請）
施行規則第30条の13第1項」 に、

「（免許証の記載事項の変更届出）
施行規則第30条の12第1項」 を 「（免許証の記載事項の変更届出）
令第104条の4第2項
（申請による免許の取消し）
施行規則第30条の12第1項」 に改め、「申請による免許の取消し」を削る。

別表1の2中「中央、東、西、南、北、白石、豊平、厚別及び手稲の各警察署を除く」を「当該住所地在札幌9署管内のときは、札幌9署」に、「函館中央及び函館西の両警察署を除く」を「当該住所地在函館2署管内のときは、函館2署」に、「旭川中央及び旭川東の両警察署を除く」を「当該住所地在旭川2署管内のときは、旭川2署」に改め、「釧路及び帯広の両警察署を除く。」及び「北見警察署を除く。」を削る。

附 則

この規則は、令和元年10月1日から施行する。

道 警 察 本 部 告 示

北海道警察本部告示第443号

高齢者講習実施規程及び特定任意高齢者講習等実施規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和元年9月27日

北海道警察本部長 山 岸 直 人

高齢者講習実施規程及び特定任意高齢者講習等実施規程の一部を改正する規程
(高齢者講習実施規程の一部改正)

第1条 高齢者講習実施規程(平成10年北海道警察本部告示第89号)の一部を次のように改正する。

第5条第2号中「範囲」の次に「又は視野の欠損状況」を加える。

別記様式第1号(裏面)中「妻」を「配偶者」に改める。

(特定任意高齢者講習等実施規程の一部改正)

第2条 特定任意高齢者講習等実施規程(平成14年北海道警察本部告示第99号)の一部を次のように改正する。

第8条中「範囲」の次に「又は視野の欠損状況」を加える。

附 則

この規程は、令和元年10月1日から施行する。
